平成２９年（フ）第２０９号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田586番地
債務者　稲田潤一郎
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾之上　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田586番地
債務者　稲田　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾之上　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９０３号
福岡県糸島市志摩野北2013番地
債務者　鮒田　廣子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４号
（住民票上の住所）福岡県三井郡大刀洗町大字本郷3421番地１　本郷団地11
債務者　石橋　美紀
1　決定年月日時　平成29年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第５８１号
さいたま市中央区本町東７丁目５番14号
債務者　小林　栄一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２４号
さいたま市中央区下落合５丁目14番29―205号
債務者　澤田　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６２５号
さいたま市中央区下落合５丁目14番29―205号
債務者　澤田　美穂（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０３号
埼玉県川口市芝下２丁目20番27号　向日葵館203号
債務者　森　　幸恵
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
埼玉県鴻巣市南１丁目22番12号　エステートピア203号室、住民票上の住所埼玉県行田市大字長野340番地２
債務者　山田　充彦
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
埼玉県吉川市大字保724番地１　コーポ池田Ｂ－３
債務者　石橋　真澄（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
千葉県八千代市八千代台北13丁目２番45号
債務者　北野　理恵
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３４号
千葉県船橋市夏見台４丁目16番28号　パールハイム夏見206号
債務者　吉山二三子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４９２号
千葉県習志野市屋敷５丁目14番６号
債務者　小野寺華美
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５００号
千葉県市川市行徳駅前４丁目17番17―102号（ピントゥーラ）
債務者　伊東　　竜
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５３２号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番５―402号
債務者　佐藤　初子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４４号
千葉県市原市五井1751番地８
債務者　岡田　英行
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６１号
千葉市花見川区浪花町802番地１
債務者　山本　剛士
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係